**平成２６年（フ）第５７５号**
北九州市小倉南区城野４丁目４番37号（103）
破産者　金原　孝治
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第６１１号**
北九州市八幡西区竹末１丁目５番22号（201号）
破産者　ＭＴＳ急便こと　権田　丈也
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１８３号**
北九州市小倉南区朽網西５丁目31番10号
破産者　濱崎　豊子
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第３５７号**
札幌市東区北20条東１丁目３番29―206号
破産者　菊池　謙光
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８４９号**
愛知県刈谷市東新町４丁目11－５ＳＯＣＩＯ刈谷東新町Ａ棟805号、住民票上の住所愛知県清須市一場797番地
破産者　うまいもん屋秀まること　宇佐美日出次
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２０８３号**
名古屋市港区八百島２丁目608番地　サンハイツ福田202号
破産者　住田美世子
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２７５号**
名古屋市中区大須３丁目30番45号　コラボシティ大須706号
破産者　宮地　直樹
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５３５号**
名古屋市南区元柴田西町１丁目49番地　東海プラントエンジニアリング㈱柴田寮、従前の住所名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2266番地の216
破産者　中部製作所こと　須田　方晃
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第５８９号**
名古屋市中川区丹後町１丁目48番地　コーポひろ102号室
破産者　村瀬　　昇
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第９２号**
鹿児島県鹿屋市川西町2443番地19
破産者　福島　智樹
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第２８号**
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番６号
破産者　秋谷　潤子
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
北海道日高郡新ひだか町静内旭町１丁目８番６号
破産者　秋谷　　進
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第３１号**
北海道日高郡新ひだか町静内末広町３丁目７番17号
破産者　吉津　宏一
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第５１１号**
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目45―13―300、住民票上の住所大阪府和泉市富秋町２丁目26番13号
破産者　安達真奈美（旧姓中村）
1　決定年月日　平成27年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 破産手続終結

**平成２６年（フ）第１６４８号**
名古屋市南区明治２丁目４番10号
破産者　有限会社サンユーテック
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第３０１号**
沖縄県那覇市泊１丁目２番３号
破産者　株式会社ジャパンクレス
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第４８０号**
仙台市太白区南大野田12番地の１
破産者　芽建設株式会社
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第８９２号**
愛知県津島市深坪町２丁目89番地
破産者　伊藤エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成27年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部